

質問書に対する回答 1

件名	北関東自動車道 塩坂峠トンネル非常用設備工事		
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	端子盤周りの配管について 設計図S-05	設計図S-05「塩坂峠トンネル（西行き） 端子盤周り配線図」にて「T2-SUS36A(2)/1000L」と記載がありますが、「T2-SUSFX36A/1000L」ではないでしょうか。	正しくは「T2-SUSFX36A(2)/1000L」となります。なお、設計図書に誤りがありましたので、交付図書を訂正します。
2	規制日数について	本工事期間中に、他社規制に便乗して作業は可能でしょうか。またそのような計画はありますでしょうか。 規制回数にやむを得ない増加が生じた場合は設計変更の対象になりますでしょうか。	他社規制に便乗して作業は可能かについては特記仕様書1-14-3（2）に記載のとおりです。また、そのような計画があるかについては、現時点で計画しているものはありません。規制回数にやむを得ない増加が生じた場合の設計変更についてですが、特記仕様書1-14-6のとおり規制費は関連項目に含まれていますので、規制を行う工事に増減が無ければ設計変更の対象にはなりません。
3	防災受信盤機能停止時について 特記仕様書P31	特記仕様書P31に記載のある防災受信盤機能停止対策の費用ですが金抜設計書のどの項目に計上すればいいでしょうか。	「工種番号：0207 塩坂峠トンネル(電気室)火災通報設備工事」「内訳番号：02003 機器据付工 防災受信盤」にて計上してください。
4	現地試運転調整項目について 金抜設計書C-4頁 特記仕様書P34	金抜設計書C-4頁に「16005 単独試運転調整(B)」の項目があり、特記仕様書P34に単独試運転調整について説明がございます。 トンネル内東西行き全区間ということですが、東行きの単独試運転調整の際は監視員通路上の作業で規制なしの認識でよろしかったでしょうか。 また西行き火災検知器及び東西行き消火栓・押ボタン式通報装置の単独試運転調整が必要かと思いますが、「16005 単独試運転調整(B) 60箇所」の内訳をご教授ください。	そのとおりお考え下さい。また、「16005 単独試運転調整(B) 60箇所」の内訳は設計図S-02に記載の「屋外給水栓送水口、消火栓、押ボタン式通報装置、リミットスイッチ（避難連絡坑扉用）」です。
5	残存物件処分	本工事で発生する引渡しを要しない残存物件にかかる費用は金抜設計書のどの項目に計上すればよろしいでしょうか。	特記仕様書 1-20-2に記載の通り、引渡しを要しない残存物件の処分に要する費用については契約締結後、監督員との協議となります。